

〔自給一〇四〕

戒告は、議長が議会を代表して行い、このように、議長が主体となって行ふ点で、陳謝と重大な相違がある。陳謝は、本人によってなされる建前であるからである（四三参照）。

（二）戒告は、単に戒めるという法効果のみにとどまる。すなわち、戒告を受けたことに伴って、議員の身分、権利等の面に具体的な影響、変動は、まったく生じない。この点で、出席停止・除名と異なっている。

（三）本人の出席が要件とされるかどうかについては、見解の対立がある。
本人の出席が望ましいことは、当然であるが、これを戒告の要件とみることは疑問がある。ただし、会期中になされるべきであるという制約と考え合わせると、出席を法的要件とすることは、妥当ではあるまい。会期中の出席が困難な場合が必ずしも少なくないからである。

このような事情と照らし合わせると、本人の出席がなくとも行いうるものとみるのが妥当であろう。

三 陳 謝

本人が陳謝することという。本人が行ふ点で、戒告と明白な違いがある。

（一）陳謝の内容・方式については、法は、直接に触れていない。したがって、会議規則で所定の定めをすることができると解すべきである。

ちなみに、両院議員の陳謝については、懲罰委員会が文案を起草して、議長に提出するものとされている（衆議二四一条、参議二四一条）。すなわち、議院側が作成した陳謝文を朗読することとされている。

（二）陳謝については、本人は、行ふ義務があるものと解される。すなわち、陳謝の拒絶は、許されない。全面的拒絶はもちろん、部分的な拒絶も許されないとみるべきである。たとえば、内容の一部について拒絶し、または一部分異なる内容を朗読することは、許されない。

衆議三十五條（懲罰の種類及びその手続）

二三八三

第二編 普通地方公共団体 第六章 議会

二三八四

仮に、本人が陳謝を拒絶した場合には、本法違反として独立の懲戒事由を構成するとみるべきである。朗読の義務がある以上、当然であろう。

（三）病気等のやむをえない理由により、本人が朗読できない場合の措置が問題となりうる。

この場合、文書の提出または代理人による朗読が許されないかどうかは、一応検討に俾ずるであろう。しかし、本人の公開議場での朗読という本旨に照らすと、このような措置を適法とみることは、一般に困難であるというほかはない。

さらに、この場合、次の議会で本人が朗読することが許されるかどうかも、問題とする余地がある。しかし、会期の独立性との関係から、このような措置の適法性も疑わしい。

以上の建前に対して、会期中の出席が明らかに困難である場合に、本人の明示された意思に基づいて、親族等の一定の者が代読することは、許される余地があるともみるべきであろう。ただし、この場合、本人自身は、朗読の意思をもっているにもかかわらず、単に實際上物理的に朗読できないにすぎない。したがって、朗読の実施が会期中になされるべき建前と照らし合わせると、このような場合に関する限り、本人の意思に基づいて代読を否認すべき理由に乏しいであろう。

議員に対して反省と陳謝を求める議会の決議について、懲罰としての陳謝にはあたらないとした判例がある（東京裁判平成五年一〇月二〇日判時一四九二号一一頁）。

四 出席停止

（一）出席停止とは、議会の会議および委員会への出席を禁止することという。単に出席自体のみならず、審議への参与、表決、選挙等、議員としての地位に伴って与えられている議会における権限の行使の禁止も、これに含ま

〔自給一〇四〕

注釈地方自治法

〈全訂〉

編	集	
横浜国立大学名誉教授	†成	田 頼 明
元最高裁判所判事	園	部 逸 夫
東亜大学教授	金	子 宏
東京大学名誉教授	塩	野 宏
國學院大学教授	磯	部 力
成蹊大学教授	小	早 川 光郎